

# 別海町農業委員会委員 募集要項

平成28年4月1日に「農業委員会等に関する法律」が改正され、農業委員の選出方法が、これまでの選挙制及び選任制から、町長が議会の同意を要件とする任命制に変更となりました。

別海町では、平成29年7月19日で現農業委員の任期満了に伴い、農業に関する識見を有し農地又は採草放牧地の利用の最適化の推進に関する事項及び農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者の募集を行います。

具体的な業務と募集方法等につきましては、次のとおりです。

## 1 募集期間

平成29年4月4日（火）から平成29年5月1日（月）まで（予定）

※応募人数が定数に満たない又は認定農業者等の過半数の要件を満たさない等の場合は期間を延長することがあります。

## 2 募集人数

27人

## 3 主な業務内容

### (1) 農地法等の専属的権限に関する所掌事務について

ア 農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の利用関係の調整に伴い、権利移動や転用に係る許認可等を毎月行う農業委員会総会にて審議

### (2) 専属的権限に属しない事務（農地等の利用の最適化の推進に関すること）について

ア 担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進

イ 法人化その他の農業経営の合理化に関する事務

ウ 農業一般に関する調査及び情報の提供の事務

エ 農地利用最適化推進委員の業務を兼務

①農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保

②農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化

③農業への新規参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進

オ 研修会等の自己研さん

#### 4 任期

平成29年7月20日から平成32年7月19日まで（3年間）

#### 5 身分及び報酬

委員は非常勤の地方公務員であるから、公務に従事することに対する報酬の支給と職務の執行に必要な費用（旅費等）の弁償を受ける。報酬及び旅費の支給基準は町の条例による。

- (1) 身分は別海町特別職の非常勤職員
- (2) 委員報酬は年額492,000円

#### 6 推薦・応募資格

- (1) 町に住所を有する者。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 町の他の執行機関の委員でない者
- (3) 町の職員でない者

ただし、次の方は推薦及び応募ができません。

- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (5) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (6) 法律上、農業委員と兼職を禁止されている職にある者（固定資産評価員及び固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員、教育長及び教育委員）

#### 7 応募書類

書類の請求については別海町ホームページによりダウンロードができる他、別海町役場産業振興部農政課、役場支所及び連絡事務所の窓口で用紙を受け取ることができます。

#### 8 提出書類

該当する次の書類に必要事項を記載し、農業委員候補者本人の住民票の抄本（本籍地記載）及び認定農業者を証する書面（農業経営改善計画認定書の写し）を添付し、募集期間内（土、日、祝日を除く）の午前9時00分から午後5時00分までに別海町役場産業振興部農政課まで持参してください。

## 〈提出書類一覧〉

### 【個人又は団体等からの推薦による場合】

- ・別海町農業委員の委員候補者推薦届出書（第1号様式）
- ・農業委員候補者本人の住民票抄本（本籍地記載）
- ・農業委員候補者が認定農業者の場合は、認定農業者を証する書面（農業経営改善計画認定書の写し）

### 【個人による応募（自薦）の場合】

- ・別海町農業委員の委員候補者応募届出書（第2号様式）
- ・農業委員候補者本人の住民票抄本（本籍地記載）
- ・農業委員候補者が認定農業者の場合は、認定農業者を証する書面（農業経営改善計画認定書の写し）

※郵送による提出は認めておりません。

※支所や連絡事務所への提出も認めておりません。

※書類提出時に書面内容確認のため、お時間をいただきます。

## 9 選任方法

別海町農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を開催し、推薦・応募の理由、年齢、性別、地域等を考慮し、募集要件を満たしているかに併せて以下について評価します。

なお、評価委員会の報告を受け町長は、農業委員候補者の中から農業委員に任命する予定者を決定の上、町議会の同意を得た上で選任となります。

- (1) 農業委員の過半数（14人以上）が、認定農業者等となること。
- (2) 所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者1人以上を含むこと。
- (3) 女性や青年（50歳未満）の優先的な登用に配慮する。

## 10 その他

応募者については、次の事項について関係機関等へ確認をします。

- (1) 推薦・応募資格に関する事項
- (2) 農地法に関する法令違反等の有無
- (3) 農業経営の状況等

## 11 公表

推薦・応募された内容は、農業委員会等に関する法律の規定に基づき住所及び連絡先を除き、募集期間の中間と、募集期間の終了後に遅滞なく、町ホームページに公表しますので、あらかじめご承知ください。（推薦者氏名等、応募者氏名、職業、年齢及び性別、経歴及び農業経営の状況、認定農業者であるか否かの別、推薦又は応募理由等）

## 12 問合せ先

〒086-0205 野付郡別海町別海常盤町280番地

電話 0153-75-2111

ファックス 0153-75-2497

メールアドレス nousei@betsukai.jp

別海町役場 産業振興部 農政課（内線1411・1412）